

インドネシア：二酸化炭素回収・貯留(CCS)に関する大統領令

アジアニュースレター

2024年3月14日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Luky Walalangi](#)

<mailto:lwalalangi@wplaws.com>

[Rendi Prahara Septiawedi](#)

<mailto:rseptiawedi@wplaws.com>

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Hans Adiputra Kurniawan](#)

<mailto:hadiputra@wplaws.com>

インドネシア政府は、二酸化炭素の回収・貯留(以下、「CCS」)活動の実施に関する大統領令 2024 年第 14 号(以下、「本大統領令」)を発行し、エネルギー・鉱物資源大臣規則 2023 年第 2 号とともに、インドネシアにおける CCS 活動の実施のための包括的規制枠組みを定め、2060 年までに排出量ネットゼロを達成することを目指しています。以下、本大統領令の主要な点をご紹介します。

1. CCS 活動の新たな許可制度

本大統領令の発行以前は、エネルギー・鉱物資源大臣(以下、「大臣」)または SKK MIGAS(石油・ガス事業上流部門担当特別局)もしくは BPMA(アチエ石油・ガス管理機関)の認可を受けた後、指定作業区域内で CCS 活動を行うことができたのは、石油・ガス請負業者の事業許可の保有者(以下、「請負業者」)のみでした。しかし、インドネシア政府は、本大統領令により、以下を条件に請負業者以外の他の事業者が CCS 活動を行うことを許可しています。

- (i) 当該事業者が大臣から探査許可証(*Izin Eksplorasi*)または保管許可証(*Izin Operasi Penyimpanan*)を取得し、かつ
- (ii) 大臣が指定する炭素貯蔵許可区域(*Wilayah Izin Penyimpanan Karbon*)内で CCS 活動を実施すること

炭素貯蔵許可区域は、探査許可証または保管許可証の発行に先立ち、一定の選定・入札手続(①インドネシア政府主導のものと、②事業者(恒久施設(*Bentuk Usaha Tetap*)として登録された外国事業者を含みます)の提案によるものがあります)により、大臣が指定します。また、従来は、請負業者が購入した商品等はインドネシア政府の財産とされていましたが、保管許可証を保有する事業者は、購入した商品等の権利を保有することができます。

2. クロスボーダーの CCS 活動

本大統領令は、クロスボーダーの CCS 活動も明確に許容していますが、以下のような留意点があります。

a. 輸出国との二国間協定の義務付け

クロスボーダーの CCS 活動は、インドネシア政府と二国間協定を締結した輸出国との間でのみ行うことができます。排出炭素の輸入者は、当該排出炭素を登録しなければなりません。登録の管轄について本大統領令は規定していませんが、実務的には、大臣またはその指定監督機関が行うと思われます。登録は、炭素クレジットの二重計上や排出炭素の輸入による炭素漏泄のリスクを軽減するために不可欠なものです。現在、輸入排出炭素の登録の詳細を定める規則は未整備であり、近いうちに制定されるものと思われます。

b. 国内・海外生産の炭素配分

外国から輸入される排出炭素量は、インドネシア政府が定める限度を超えてはなりません。請負業者または保管許可書の所有者は、全許容炭素保管量の少なくとも 70%は国内で生産された炭素に割り当てる必要があり、残りの 30%は海外で生産された炭素に割り当てることができます。ただし、インドネシアでの保管が可能な海外からの排出炭素は、(直接または子会社等を通じた間接的なものを含め)インドネシアに投資する外国企業が生産する排出炭素に限定されていることに留意する必要があります。

c. 排出炭素の輸送の要件

本大統領令は、インドネシアにおける排出炭素の輸送については、大臣が発行した炭素輸送許可証(*Izin Transportasi Karbon*)を保有するインドネシア法人がパイプライン、トラック、船舶等を通じて行うことを義務付けています。なお、クロスボーダーでの輸送中に漏泄された排出炭素は、インドネシアの温室効果ガス排出量には含まれません。

d. 炭素クレジットの登録

本大統領令によれば、CCS 活動から生じた炭素クレジットは気候変動管理のための国家登録制度(SRN PPI)に登録する必要があります。SRN PPI は、温室効果ガス排出削減証明書(*Surat Pengurangan Emisi GRK*)による炭素取引を進めるものです。クロスボーダーの CCS 活動のための炭素クレジットについて、本大統領令は具体的に言及していないものの、環境林業大臣規則 2022 年第 21 号「炭素価格設定の実施のための指針」に規定される外国との協力体制に関する規定の対象になるものと思われます。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com